

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第4号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p><u>第21条 条例第23条第1項第1号ウの人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、正規の勤務時間が割り振られた日であって、その日に割り振られた勤務時間の全部が義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。)第9条第1項の規定により勤務することを要しない時間として指定された日(以下「特別措置条例第9条第1項の規定による指定日」という。)とする。</u></p> <p><u>2 条例第23条第1項第1号エ及びオの人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、特別措置条例第9条第1項の規定による指定日又は正規の勤務時間(正規の勤務時間の一部が特別措置条例第9条第1項の規定により勤務することを要しない時間として指定された日)にあつては、当該指定された時間を除くその日の正規の勤務時間)が4時間以下である日(以下「半日勤務日等」という。)とする。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は中学校(県立の中学校を除く。))に所属する職員にあつては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織</p>	<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p><u>第21条 条例第23条第1項第1号エ及びオの人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日とする。</u></p> <p><u>2・3 略</u></p> <p><u>4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は中学校(県立の中学校を除く。))に所属する職員にあつては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織</p>

及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日若しくは特別措置条例第9条第1項の規定による指定日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき5,100円

(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は半日勤務日等に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,900円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,700円又は3,600円）

(7) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は半日勤務日等に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,800円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、900円）

(8)～(15) 略

6 略

7 第5項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿（別表第3）により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日までに支給する。

第22条 前条第5項に規定する特殊勤務手当の支給については、同条第7項の規定にかかわらず、職員が第12条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができる。

及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき5,100円

(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,900円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,700円又は3,600円）

(7) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,800円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、900円）

(8)～(15) 略

5 略

6 第4項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿（別表第3）により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日までに支給する。

第22条 前条第4項に規定する特殊勤務手当の支給については、同条第6項の規定にかかわらず、職員が第12条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができる。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(教育委員会規則で定める日)</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p>

第2条 条例第24条の2第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、正規の勤務時間が割り振られた日であって、その日に割り振られた勤務時間の全部が義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第9条第1項の規定により勤務することを要しない時間として指定された日とする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第3条 略

第4条～第6条 略

（管理職員特別勤務手当の額等）

第2条 略

第3条～第5条 略

（県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正）

第3条 県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、県立学校の教育職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）（以下「県立学校教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、同条例第10条の規定に基づく県立学校教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置の実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、県立学校の教育職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）（以下「県立学校教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、同条例第8条の規定に基づく県立学校教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置の実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。